

資料 4

**岩出市公共下水道使用料 第2案
(基本水量制+累進使用料制案)**

事務局

1. 前提

1) 事業の概要

- ① 排除方式:分流式(汚水)
- ② 建設開始年度:平成13年度
- ③ 供用開始年度:平成20年度

2) 使用料制度

- ① 基本使用水量 10m³/月(上水道と同じ)
- ② 2ヶ月毎に検針
- ③ 基本使用料は 10m³/月以下の平均使用水量に係る経費とし、差額は 11m³/月以上、31m³/月以上のグループに 1:2 の割合で配賦する。(累進度2倍)

2. 財政計画の諸元

- 1) 財政計画期間:平成20～24年度(5ヵ年)
- 2) 施設の建設計画:次の表-1に示すとおりとする。

※ 財政計画の公共下水道建設費・流域下水道建設負担金の合計を計上する

表-1 施設の建設計画

(単位:百万円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
建設費	1,704	1,430	1,958	1,902	1,625	8,619
国庫補助金	451	377	549	549	459	2,385
地方債	1,183	995	1,323	1,268	1,095	5,864
市費	47	10	33	25	3	118
受益者負担金	23	48	53	60	68	252
年度末普及率	9%	12%	17%	21%	27%	

- 3) 排水需要の予測:次の表-2に示すとおりとする。

※ 財政計画の水洗化人口、流入水量予測に基づき使用料対象水量を階層別に配分する。

表-2 排水需要の予測

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
使用料対象水量 (千 m ³ /年)	85.3	268.6	467.5	693.8	948.7	2,463.9
	H20~24年度				1件当り水量	
	調定件数		水量(m ³)		(m ³ /件)	
0~10	16,180		862,300		5	
11~30	35,750		1,042,300		20	
30~	17,478		559,300		52	
合計	69,408		2,463,900		25	

3. 使用料対象経費の算出及び分解

総経費(資本費及び維持管理費)から公費負担額を控除して使用料対象経費を算出するとともに、経費の分解基準に基づき、需要家費、固定費、及び変動費に分解する。なお、今回は使用料対象経費を低廉とするために、資本費の全額、および管きよ費、業務費、一般管理費の人件費等と、排水設備費のうち水洗便所改造助成金に想定する金額の一部を控除する。(表-3)

表-3 使用料対象経費の内訳

(単位:千円)

	経費	控除額	控除額2	使用料	需要家費	固定費	変動費
				対象経費			
資本費	1,098,400	700,943	397,457	0	0	0	0
元金償還金	262,500	153,680	108,820	0	0	0	0
起債利子	835,900	547,263	288,637	0	0	0	0
維持管理費	705,529	13,007	315,463	377,059	25,411	46,966	304,682
管きよ費	45,277	0	32,527	12,750	0	11,563	1,188
業務費	75,685	0	64,264	11,421	11,421	0	0
排水設備費	170,430	4,630	125,917	39,884	13,990	23,022	2,872
一般管理費	414,137	8,377	92,755	313,005	0	12,382	300,623
計	1,803,929	713,951	712,920	377,059	25,411	46,966	304,682

4. 使用料対象経費の配賦

使用料対象経費の需要家費、固定費及び変動費を、それぞれの経費の性質に応じた配賦基準により、各使用者群に配布する

1) 配賦基準:表-4

表-4 配賦基準

需要家費	検針回数に応じて1件当たりに均等に配賦する。
固定費	① 一般排水と特定排水の区分に基づく方法 ② 需要の変動に基づく方法 のいずれかで配賦する。
変動費	全水量に対して均一に配賦する。

2) 需要家費:表-5

検針回数に応じて配賦した需要家費を調定件数で割り、1件当りの需要家費を算出する。今回は全ての水量区分で2ヶ月に1度(年6回)の検針を想定するため、同一の金額とする。

表-5 需要家費

検針頻度	調定件数	検針回数	需要家費の配賦額(千円)	1件当り需要家費(円)
年6回	69,408	×1/2 34,704	25,411	366.1

3) 固定費:表-6

一般的には、①一般排水と特定排水の区分に基づく方法、②需要の変動に基づく方法、のいずれかで配分されるが、今回は全ての水量区分に均等に配分するものとする。

表-6 固定費

(単位:千円)

資本費	維持管理費
0	46,966
46,966	

4) 変動費

変動費は各使用群の水量に応じて一律に配賦する。

5) 使用料対象経費の配賦結果:表-7

上記の結果をまとめると、表-7のとおりである。

表-7 使用料対象経費の配賦結果

(単位:@円/m³、千円)

需要家費	固定費	変動費	計
@10.3 25,411	@19.1 46,966	@123.7 304,682	@153.0 377,059

5. 料率の設定

1) 基本使用料の設定

基本使用料は、基本使用区分 0~10m³における平均使用水量5m³に係る経費(1,079.7円)が基準額となることから、基本使用料を1,050円に設定する。(表-8)

表-8 基本使用料

	調整前 A	調整後 B	対象率 B/A
需要家費	366.1	366.1	100
固定費	95.3	65.6	68.8
変動費	618.3	618.3	100
基本使用料	1,079.7	1,050	97.2

2) 基本使用料の回収不足額の従量使用料への配賦

基本使用料が0~10m³/月の使用者群の平均水量に係る経費に基づいていることと、固定費の一部を対象としていないことから、基本使用料による回収不足額が生じるため、これを従量使用料分に配賦することが必要になる。

基本使用量の対象とした経費及び基本使用料の設定額から、基本使用量の回収不足額を求める。(表-9)

表-9 基本使用料の回収不足額

	基本水量対応経費 A(千円)	基本使用料回収額 B(千円)	回収不足額 B-A(千円)
需要家費	25,411	25,411	0
固定費	11,688	4,553	△7,135
変動費	75,824	42,914	△32,910
計	112,923	72,878	△40,045

3) 超過使用料の設定

基本使用料による回収不足額を、超過使用料により回収するため、不足額を5等分し、そのうち 2/5 を 10~30m³/月の水量に、3/5 を 30m³/月超の水量に配分する。(表-10)

表-10 超過使用料

	超過水量 (千 m ³)	配分額 (千円)	配分単価 (円/m ³)	基本単価 (円/m ³)	補正後単価 (円/m ³)
10~30m ³	1,042.3	16,018	15.4	153.0	168.4
30m ³ ~	559.3	24,027	43.0	153.0	196.0
計	1,601.6	40,045			

従量使用料の料率を調整して改訂料率表を作成すると、次の表-11のようになる。

表-11 下水道使用料表

水量区分(m ³ /月)		
0~10	基本使用料	1,050
10~30	1m ³ 当り	170
31~	1m ³ 当り	195
月 25m ³ 使用の場合		3,600